

緊急事態宣言の全面解除後の業務執行体制について

令和2年5月29日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国の緊急事態宣言の発令等を踏まえ、4月25日から5月末まで原則として全役職員を在宅勤務（テレワーク）とする特別の勤務体制をしいて、社会的に要請される業務の継続を図ってきたところです。

今般、5月25日に緊急事態宣言が全面的に解除されたこと等を踏まえ、6月以降については、これまでの全国一律の勤務体制は見直しつつ、引き続き、感染拡大防止に万全の配慮をして、全部署において、地域の実情等に応じて在宅勤務を可能な限り活用する勤務体制に移行することとします。皆様には引き続きご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、役職員への連絡につきましては、メールアドレスをご存知の方は、基本的にはメールでお願いします。緊急の場合等には、別添の電話連絡先へお願いします。

以上